

独立行政法人評価委員会
国民生活センター分科会
(第 19 回)

内閣府国民生活局

第 19 回 独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会 議事録

1.日時：平成 21 年 2 月 26 日（木） 15：00～16：44

2.場所：内閣府本府庁舎 3 階特別会議室

3.議事：

1 開会

2 議題

(1) 中期計画の一部変更について

(2) 各事業年度の業務の実績に関する評価基準について

(3) 平成 20 事業年度業務実績項目別評価表及び総合評価表について

(4) 業務方法書の一部変更について

(5) その他

3 閉会

○山本分科会長 定刻になりましたので、ただいまから第 19 回独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会を開催させていただきます。

本日の分科会は、私も含めて 3 名の委員に出席いただいております。内閣府独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立していることを確認させていただきます。

本日は、お手元の議事次第にお示ししておりますように、議題として、第 1 に中期計画の一部変更、これは 2 次補正予算の成立に伴う変更について御審議をいただきます。第 2 に平成 20 年度の業務実績についての評価表、第 3 に裁判外紛争解決手続（ADR）の実施に伴う業務方法書の一部変更、こうした点について御審議いただきたいと考えております。

このうち、中期計画の一部変更と業務方法書の変更については、本日御検討いただいた結果を、3 月 5 日に開催されます、親委員会の内閣府独立行政法人評価委員会に御報告させていただきます。また、評価表につきましては、7 月ころにもう一度分科会を開催しまして、本日御決定いただく評価表をもとに、評価作業を実施していただく予定でございます。

以上の点をお含みの上、御審議をお願いしたいと思いますが、まず、本日の配付資料について事務局から確認をお願いしたいと思います。

川口課長、よろしく申し上げます。

○川口総務課長 国民生活局総務課長の川口でございます。松風が所用のため代理を務めさせていただきます。

資料ですが、資料 1－1 が御紹介いただきました中期計画の一部変更に関する資料で、資料 1－2 が中期計画の改正に関する新旧対照表でございます。

資料 2 は、業務実績に関する評価基準ということで、平成 16 年のものがございます。

資料3-1が、御審議いただきます議題3に伴うもので、項目別の評価表の案、資料3-2が業務実績の総合評価表の方の案でございます。

資料4-1ですが、業務方法書の一部変更についての資料で、資料4-2がその新旧対照表でございます。

参考資料を議題の参考としてお配りしております、参考資料1は消費者庁の関係の資料で、作成は内閣官房消費者行政一元化準備室でございます。参考資料2は、今日の御審議に関係がありますが、現在の中期計画でございます。参考資料3はその前提になった整理合理化計画で、参考資料4と参考資料5は、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会からの意見が大森委員長あてに来ておりますので、これを配付させていただいております。参考資料6は、内閣府全体の評価委員会及び分科会の開催予定でございます。

資料は以上でございます。

○山本分科会長 ありがとうございます。

何か欠けている資料等がございましたら、お申し出いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題1の「中期計画の一部変更について」でございます。これは、先ほど申し上げましたように、2月17日に成立した第2次補正予算等を受けまして、中期計画を一部変更する必要があるということでございます。独立行政法人通則法によりますと、独立行政法人は、中期計画を変更するためには主務大臣の認可を受けなければならないとなっております、主務大臣は認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。それに先駆けまして、当分科会で御意見をいただきたいという趣旨で、本日、御審議いただく次第であります。

この2次補正予算は、現在、政府が進めております消費者庁の創設とも密接に関係しておりますので、まず事務局より、消費者庁の概要について御説明をいただきまして、その後、国民生活センターより、中期計画の一部変更について御説明いただきたいと思っております。

では、消費者庁についての説明をお願いします。

○川口総務課長 参考資料1に基づいて、御参考までに御説明させていただきます。

参考資料1の1ページ目は「消費者庁創設後の消費者行政のイメージ」です。内閣府総理大臣の下、すなわち内閣府の外局として消費者庁を設置するという法案を現在国会に提出して審議を待っております。消費者庁は内閣府の外局として設置し、その下に長官以下の部局、現在の金融庁に相当する役所です。それから、そこに対して消費者の声を反映するための組織として、消費者政策委員会を起きます。消費者政策委員会については、重要事項についての調査審議、意見具申、内閣総理大臣に対する意見などを言うということで、消費者政策委員会ですっきりした審議をしていただくために、事務局も特に法定しているところがございます。

消費者庁ということで、長官以下、消費者に関する情報を一元的に集約・調査、分析し、

消費者行政の司令塔として各省庁に対して勧告をします。また、新法を企画立案などの特徴がありますが、消費者に身近な諸法律を自ら所管し、権限を持つことが一つの特徴でございます。それから、消費者安全法という新法をあわせて提出しております、これに基づいて各省への措置要求、具体の処分は各省に相当程度残るところがありますが、これについて措置を要求する権限を、実質的には消費者庁、実際の権限は内閣総理大臣に置きます。それから、すき間事案への対応ということで、どの省庁も権限を持たないようなものは消費者庁が自ら対応できる権限を消費者安全法によって内閣総理大臣に与えております。

右側を見ていただきますと、各省庁から事業者に対して処分・指導するのは今までどおりですが、これに対して、内閣総理大臣から措置要求ができます。具体の処分の発動を求めることができるということがあります。それから、消費者庁自らが事業者に対する勧告、一種の行政指導ができます。また、命令、立ち入りなどができます。

左へ参りますと、そもそも消費者庁というものは消費者に関するいろいろな情報を一元化して、それに対して適切に対応するという事で、情報集約の仕組みをいろいろつくっております、赤い字の部分ですが、消費者からの相談は、誰もがアクセスしやすい一元的な相談窓口を全国各地の地方公共団体、都道府県は必置にし、市町村は努力義務にして、そこで相談・苦情を受け付け、その情報を消費者庁に通知することを義務付けております。重大事故については直ちにということでございます。

国民生活センターですが、引き続きP I O-N E Tを中心に、消費生活センターと消費者庁をつなぐ重要な役目をしていただく、情報面での重要な役割がありますが、その他、相談員への研修、商品テスト、裁判外紛争解決など、現在の法律の枠組みを前提に、法律改正は特段行っていませんで、そのまま、この消費者庁創設後の消費者行政において重要な役割を果たしていただくという考え方でございます。

ピンク色のところですが、今までと少し違いますが、こういうP I O-N E T的なもののほかに消費生活センターなど都道府県から消費者庁への提案案件、あるいは、消費者の提案、通報、申出などを消費者庁が直接受け付けることが期待されておまして、そのような情報をもとに、右側半分のような権限を発動していくということでございます。

2ページ目ですけれども、「消費者庁関連3法案の関係について」です。1ページ目では、法律ができた後の全体像の御説明をさせていただきましたが、法律は実際には3本ありまして、一つは消費者庁設置法案です。これは消費者庁の任務、所掌事務、消費者政策委員会などについて定めております。それから、現在、内閣府の特命担当大臣の中で、国民生活担当、消費者行政を実際に担当している大臣がいますが、消費者政策担当の内閣府特命担当大臣は毎回設置しなければいけないとはなっておりませんで、そういうものになっているのは沖縄・北方、あるいは、金融大臣はそのようになっております。ですから、内閣が変わっても必ず特命担当大臣を置くことになっております。そういう中で、今回、内閣府設置法も改正しまして、消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設することを法律で定めるということもあわせて法案の中に入っております。

それから、下に「作用法」と書いてありますが、関係法律の整備法案については、横軸が消費者政策の広がりとお考えいただけますと、左半分は、消費者に身近な法律は消費者庁に移管する、あるいは、各省と共管するという考え方があります。公正取引委員会が所管している景品表示法を消費者庁に移管して専管にさせます。JAS法については、JAS規格のところを農水省に残しながら、JAS表示のところは消費者庁に移管するという考え方でございます。食品衛生法も、安全面では引き続き厚労省に担っていただきますが、表示については消費者庁に移管するというところでございます。その他、健康増進法等、表示に関する法律は基本的に消費者庁が所管するというところでございます。

取引に関しましても、特商法、特定電子メール法などの重要な法律は消費者庁に移管し、特電メール法は、事業者を保護するという面もありますので総務省と共管ですが、このようなものは消費者庁に移管します。それから、貸金業、割賦販売法、宅建業法、旅行業法などの業法でも消費者保護の色彩が強いものは、業を所管する省庁と消費者庁が共管します。

安全に関しては、基本的に各省庁で引き続き所管していただくということでございまして、安全基準については消費者庁が狭義に預かるということですが、消費生活用製品安全法につきましては、重大事故情報報告制度がありますので、そこについては消費者庁に移管し、消費者庁が一元的に事業者から事故情報を受け付け、それを公表すると。その過程で関係省庁と情報を共有する仕組みを導入しております。

右側に「各省庁所管法」とありますが、消費者行政にかかわる法律は各種ありますので、そういう各省庁所管法について、もっと消費者庁が持つべきという御意見もありましたが、専門性の高いもの、消費者行政の色彩があるけれども比較的薄いものについては各省庁が引き続き所管していただくということですが、そういうものについて、内閣府総理大臣から各省大臣に対して、こういう処分をしてくださいという措置を要求することができる形にしております。

それから、現時点では、誰も権限がないすき間については、事業者への勧告・命令などについて、一定の要件のもとに消費者庁を所管する内閣総理大臣が直接権限を発動することができるとしております。これらを決めておりますのが消費者安全法案です。地方自治体の事務として、苦情相談、あっせんなどをしっかり位置付けた上で消費生活センターを設置する。都道府県は必置、市町村は努力義務としておりまして、そういう仕組みをつくった上で消費者事故に関する情報の集約を、地方公共団体だけではなく行政機関としての情報の集約態勢を整え、その前提で消費者被害の防止措置を定めております。これについては、公表という手段、各省大臣に対する措置要求という手段、事業者に対する直接の勧告・命令という手段を定めております。命令・勧告については、一定の要件の下に事業者への勧告ということで、点検、修理、表示を、場合によっては、合理的理由なく従わない場合には実施命令に切り換えることができます。特に重大事故発生の窮迫した危険がある場合には、譲渡や使用を禁止することができます。また、これに違反して流通させた場合

などは回収命令ができるとしております。

3 法案のポイントを記した資料があります。消費者庁関連3法案のポイント、これは今御説明したことをもう少し条文ベースで書いたものですので、ごく簡単に御紹介いたします。

1 ページは「消費者庁設置法案のポイント」ということで、枠の中に消費者庁の任務が概ね書いてあります。枠の外ですが、「消費者庁の設置」として、内閣府の外局として消費者庁を設置するとしております。

「消費者庁の所掌事務」でございます。現在の国民生活局の事務も引き継いでおりますが、消費者の利益の擁護・増進のための基本的な政策の規格及び立案並びに推進ということがございます。それから、関係行政機関の事務の調整ということで、この事務を明確に位置付けておりますし、消費者の利益の擁護・増進を図る上で必要な環境の整備、これは消費者行政そのものよりも若干広いものについて消費者庁は事務を行うことができるようにするために必要な環境の整備としております。それから、消費者安全法の規定による消費者安全の確保。オは、具体的には、条文ではたくさん列記しておりますが、各府省庁から移管される表示、取引、安全関係の法律に関する事務を列記しております。また、物価や公益通報者の保護、個人情報保護など、消費者の利益の擁護・増進に密接に関係がありますが、それだけではない、もう少し広いものについても消費者庁の所掌事務としております。

それから、「消費者政策委員会」は、組織を消費者庁に15人以内の有識者から成る消費者政策委員会を置くとしておりまして、事務局を設置するとしております。所掌事務は、諮問に応じた調査・審議のほか、積極的に意見を述べられるなどを決めております。

消費者庁は、まだ審議にも入っていませんが、成立し、公布されれば、そこから起算して1年以内に施行するとしております。

2 ページは、いわゆる整備法についてです。ゴシック体で書いてあるような条文について、内閣総理大臣あるいは消費者庁長官の権限を規定しております。取引では、先ほどは御紹介しませんでした。預託法は消費者庁が所管することになります。業法関係の4業法は共管でございます。

3 ページですが、安全については消安法の一部、有害物質規制法、食品衛生法、食品安全基本法などがあります。食品安全基本法については、食品の安全の確保に関する基本的事項の策定は消費者庁の権限でございます。リスク評価という部分については、引き続き、食品安全委員会の権限ということでございます。

「その他」と書いておりますが、国民生活局が所掌していたような法律は消費者庁に移管します。

「内閣府設置法の改正」ということで、内閣府の任務を追加して内閣府特命担当大臣を置き、その特命担当大臣の事務の中に、食品の安全性の確保その他消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項についての企画及び立案並びに総合調整に関する事務などについて掌理します。この消費者担当大臣は、食品安全委員会

と消費者庁の両方を掌理することを規定しております。

次の資料は、実際の執行をどうするのかということ整理しております。消費者庁は、消費者の利益の擁護及び増進に係る主要な法律を所管するわけですが、所管の形態として、行政組織の肥大化を招かぬよう、国の地方出先機関、都道府県を活用する。つまり、消費者庁の支分部局を持たないということでございます。消費者庁の指導の下、効率的に法を執行し、かつ、二重行政を回避するということでございます。具体的な権限関係は、表示、取引、業法、安全、こういうグループによって若干異なっておりますので省略しますが、消費者庁全体としては、200人強の組織で、地方の各省の出先機関に直接、ないしは、各省を通じて指揮・監督ができる仕組みにして、既存の地方支分部局あるいは都道府県を消費者庁の仕事のために活用するというようにしております。

次が5ページですが、「消費者安全法案のポイント」です。これで新法の基本方針を立て、センターを設置し、情報の集約をして被害の防止のための措置を講ずるということでございます。

次は「消費者庁関連予算の概要」ということで、本日は、後ほど御紹介いただきます第2次補正予算を前提にした中期計画について御審議いただくわけですが、消費者庁関連予算全体とすればこのようになっております。まず、平成21年度は消費者庁の予算として93億円を計上しております。これは、情報の集約・分析機能や司令塔機能の整備、あるいは、消費者庁が所管する3分野の法律の執行のための経費。その他人件費等で93億円でございます。

前回、既に中期計画などの御審議をいただきましたが、一次補正予算で10億円程度計上しておりますが、これは、国民生活センター関連として、P I O-N E T 端末の追加配備、商品テストの強化が中心で、それぞれ3億円ずつくらい計上されております。これは、8月の安心実現のための緊急総合対策を踏まえたものですが、10月には生活対策ということで更に新たな対策が決定し、20年度の2次補正予算ということで総額255億円です。これが2月17日に成立しております、大きく2つの柱があります。

一つ目が地方消費者行政活性化のための基金の造成です。これは約150億円ですが、都道府県に消費者行政活性化のための基金を造成し、今年度中にその基金に交付します。それを、来年度から3年くらいかけて都道府県で取り崩して、都道府県及び市町村の消費者行政の充実のために使っていただきます。

ただ、このように地方に行っていただくということもありますが、国自体もしっかり責任を果たさなければいけないという意味で、国民生活センターによる地方支援事業を更に補正で追加しております、これが90億円近くですが、経験豊富な相談員による指導の実施、相談員養成講座の拡充などを柱にしたものでございます。こうしたものを使って消費者庁全体の、地方にも目配りした消費者庁関連の事業を行っていかうということでございます。

次のページは「消費者庁組織図(案)」です。内閣総理大臣以下、特命担当大臣がおりま

して、消費者庁の定員は 204 人でございます。消費者庁の下に、長官、次長、審議官 2 人、参事官 2 人。課が 8 つありまして、部門としては、司令塔部門と執行部門を考えております。

前座の御説明として、参考資料 1 については以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

続きまして、田口理事から、中期計画の一部変更案についての御説明をお願いいたします。

○田口理事（国民生活センター） それでは、中期計画の一部変更につきまして、資料 1-1、資料 1-2、この 2 つの資料に即して御説明申し上げます。

まず資料 1-1 ですが、今回の中期計画の一部変更の背景でございます。先ほど川口課長から御説明がありましたとおり、昨年 10 月 30 日に、新たな経済対策として、政府において、生活対策と称する総合的な対策が決定されました。その抜粋が、この紙の下の「(参考 1)」にあります。その中の「3.生活安心確保対策」の中で、具体的施策として、一つ目の○印で、「消費者庁の創設など消費者政策の抜本的強化等」という項目があります。この中で、特に 1 つ目の項目のゴチック体の部分ですが、「地方公共団体における消費生活相談窓口の強化等に向けた集中的な取組」という項目が盛り込まれております。この施策の財政的な裏付けとして今年度の第 2 次補正予算が編成され、先般、国会で成立したところでございます。

2 ページを御覧ください。2 次補正の中では、下の部分にありますように、独立行政法人国民生活センター運営費として、総額 89 億 6,500 万円が計上されております。約 90 億円でございます。内容としては、地方の消費生活相談体制を強化するという事で、P I O - N E T の追加配備、相談窓口の休日対応、企業向け研修の実施、相談専門家の巡回訪問、相談員養成講座の拡充、こういった内容でございます。これらの事業を、今後、3 年程度の間実施していきます。概ね年間 30 億円程度の規模で事業を進めていく予定になっております。

次の資料 1-2 は、この 2 次補正を中期計画に反映したものでございます。左側が改正案、右側が現行の対照表になっております。1 枚目の全体の構成の中の右側の「3.予算、収支計画及び資金計画」の項がありまして、「別紙 1 から別紙 3 のとおり」ということで、2 枚目以降に、予算等の変更反映しております。

2 枚目が中期計画予算でございます。予算については、現行の中期計画予算では、平成 20 年度から 24 年度の 5 か年間で、収入として運営費交付金があります。国からの国民生活センターの運営費交付金です。現行では 149 億 2,800 万円ですが、これに先ほどの 89 億 6,500 万円が乗りまして、238 億 9,300 万円ということで、収入が約 90 億円増額されております。また、支出もそれと対応して、業務経費のところですが、81 億円から 171 億円へと 89 億 6,500 万円増額されております。

同様に、3 ページ目は収支計画でございます。これも右側の現行から左側の今回の改正案

に、89億6,500万円が乗っております。

4ページはキャッシュフローの資金計画になりますが、これも同様に89億6,500万円の上乗せという形で中期計画に反映しております。

以上でございます。

○山本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま、消費者庁についてと、中期計画の一部改正についてそれぞれ御説明いただきましたけれども、御意見、御質問等がありましたら発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

消費者庁については皆さんお詳しいところかと思いますが、この機会に何か御質問、御意見がありましたら出していただければと思いますが、特によろしいでしょうか。

○大河内委員 やはり行方が気になる場所ですが、消費者庁の法案がうまく通らなくて、だいぶ前からごたごたしてなかなか通りませんね。でも、予算は2次も含めて通りますよね。その辺がよくわからない。ですから、別に法案が通らなくても、これはこれで、今言ったような形で国民生活センターに対してお金が下りてきて、その事業を実施したり、地方の行政が今いろいろしていますが、そのところにそのお金が行って、これに関しては法律が通らなくても問題はないと思ってよろしいでしょうか。

○川口総務課長 政府の方では、昨年9月29日に、9月19日に、福田内閣のうちに消費者庁の関連法案3法案を決定し、29日に麻生内閣になってから関連3法案を国会に提出しておりますので、それと、その後の第2次補正予算、これは一体のものとして政策的、整合性があるようにつくって出しているわけですが、審議される方はバラバラに審議されるものですから、現時点では、第2次補正予算は成立し、支出ができるようになっております。ただ、財源の方の関連法案がまだ残っている状況です。それも成立すると支出可能になりまして、これは消費者庁関連法案の審議が始まらなくても、2次補正予算という意味では執行可能になりますので、地方活性化のための基金を交付することは可能になります。

ただ、国民生活センターの方も執行可能になるということで、地方消費者行政の活性化自体は消費者庁があってもなくても重要ですが、地方からすると、消費生活センターに、設置や拡充をしてください、そのための経費ですとお金を用意されても、地方としても、単に国のお金だけに頼ってできるわけでもありませんから、地方としてそれにしっかり取り組んでいくためにも、法的な位置付けがしっかりしていないと本腰が入っていかないという問題がありますので、政府としてお金は使えるようになりますが、地方で本当に消費者行政活性化のために使うということを本格的に進めていくためには、事務としての位置付けが法的に明確になることが必要でありまして、そのために、先ほど、消費者安全法の中で消費者行政に関する事務をしっかり位置付けておりまして、消費生活センターも法的に都道府県が切り盛りしていると。そういう前提で地方自治体も予算編成をしていただく必要がありますが、まだ法案が通っていないので、今は中途半端な形でお願いしております。現場はなかなか大変だというのが現状です。

これは自治事務という整理ですので、国の事務ではなくて地方の事務ですが、消防や警察、保健所も自治事務で、それは日本中どこにもしっかりあるもので、法律もしっかりあります。法律もあって、事務としても定着しているので、自治事務だけしっかりやっていただけております。それからまた、消防庁という役所もあります。消費者庁という役所があり、事務としても法定され、かつ予算もあれば、地方も本腰を入れて取り組んでいただけるのかという状況かと思いますが、法案がまだ審議入りしておらず、予算だけ成立した状態ですので、執行は可能ですが、地方の方に戸惑いがあるという状況でございます。

それから、消費者庁法案関連の審議入りの見通しということであれば、まず衆議院本会議で趣旨説明をしてくださいと野党から注文が付いておりまして、審議入りのためには、本会議で政府の側が趣旨説明するというのを一刻も早くお願いしたいと思っております。予算審議も、めどがついてくれば、そういう日もそう遠くはないのではないかと聞いておりますので、そこに期待しております。

○大河内委員 ありがとうございます。

○山本分科会長 わかりやすく御説明いただきましたので、委員の皆様も、本日は示されている範囲においては、万一、消費者庁法案の成立が多少延びたとしても、実施できる。そういう範囲で中期計画の一部改正の審議をお願いしているということで御理解いただけたかと思えます。

ほかに御質問、御意見はありませんか。

○伊集院分科会長代理 私もその点が少し不安でしたが、こういう立派な消費者行政庁のイメージという資料を拝見しておりますが、予算が通っても、実施のための法案が未決である、政局も不安定である、そうしたときに、こうした消費者庁ができたときに、各省庁に、今まで所管していたいろいろな法律のようなものがきちんと消費者庁に移管され、あるいは、共管するにしてもうまくいくのか、その辺の肝心要の法律がまだできていないということで不安を感じていました。そこがうまく進んでいけばいいなと思っております。

○川口総務課長 先ほどは、主として補正予算について法律との関係で御説明しましたが、ただいまの御質問については、本予算が仮に原案のまま成立し、法律の審議が進まない場合はどうなるのかということに関連した御質問だと思います。本予算が成立しますと、人件費の方は消費者庁を前提にしたものができますと、今、スクラップ・アンド・ビルドですから、各省の予算が削られます。各省には権限はあるけれども、予算が削られるという状況になります。消費者庁は、予算的には手当ができましたが、権限がないという状態になりますので、消費者庁を組織として立ち上げることはできない状況になってしまいますので、消費者行政全体としては中途半端な状態になってしまっただけでちぐはぐなことになりますので、それは、4月1日に施行することは難しいにしても、予算と法律が整合したものが早くに成立していただいで、私どもも、できるだけ準備をしていきたいと思っております。

ただ、これはいずれも国民生活センターとは直接関係ありませんので、国民生活センターについては、各省の権限が消費者庁に移ってくるかどうかにかかわりなく、従来どおり

しっかりと予算を計上しておりますので、影響は余りありません。

○伊集院分科会長代理 ありがとうございます。

○山本分科会長 中期計画の改正につきましては、この原案のとおり、分科会としては了承するというのでよろしゅうございますか。約 90 億円増えるということで先ほど数字の説明がございましたが。

(「はい」と声あり)

○山本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、平成 20 事業年度の業務実績についての評価表を御審議いただきます。

まず、議題としては、「各事業年度の業務の実績に関する評価基準について」です。これは、資料 2 にお示しておりますような、平成 16 年 2 月 23 日の当分科会決定の文書があります。この内容に基づいて、例年実施してきております。

資料 2 の最後の方にありますように、「5. 評価基準の見直し」として、「本評価基準は、事業年度の評価結果等を踏まえ必要に応じ見直すものとする。」とされております。そこで、これまで、あるいは、昨年度の評価結果等を踏まえて、ここは見直した方がいいというような御意見がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特段意見なしと認めてよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○山本分科会長 それでは、業務実績に関する評価基準は、資料 2 のとおりとさせていただきます。

今、御決定いただきました評価基準によりますと、項目別評価と総合評価は、分科会が定める評価表に基づいて行うこととされておりますので、そこで次の議題 3 にお示しております「平成 20 年度業務実績項目別評価表及び総合評価表について」の御審議をお願いしたいと思います。

それでは、この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川口総務課長 資料 3-1 と 3-2 を御覧いただきたいと思っております。

まず資料 3-1 が、業務実績項目別評価表の案でございます。これは新しい中期計画になりまして、平成 20 年度が初年度ですので、昨年のものに比べて大きく変更しております。その変更点を中心にとということですが、ほとんど変更されております。ただし、評価の仕方については、1 回目の中期のときに御議論いただいて、指標の立て方、評価基準についてはほぼ実績がありますので、それに沿って、左側の 2 列は全く新しいわけですが、その 2 列と、指標、評価基準の関係については、今までの実績を踏まえた案にしております。

中期計画あるいは評価項目も含めて、ざっと御説明させていただきます。

ちなみに、中期計画の各項目は、平成 20 年 3 月に決定された後、20 年 11 月に一次補正を含めて改正されたものを全文そのまま載せております。

評価項目の 2 段目ですが、基本的に平成 20 年度計画を、1 次補正を反映したものが 11

月 28 日に変更されておりますが、それを基本的に評価項目として書いております。ですから、中期計画があり、年度計画があると。これを評価項目にして、その指標とすべきもの、評価基準を右側に書いております。実績の欄については、こういう注文を分科会を出していただきますと、国民生活センターの方で 7 月に御説明をするという案でございます。

6 ページありますが、順に御説明させていただきます。

中期計画の大きな柱の 1 つ目は「業務運営の効率化に関する目標を達成するため措置」で、(1) が一般管理費及び業務経費です。これは、新しい中期の考え方として、毎年度一般管理費を削減するということですが、指標や評価基準は今までどおりの考え方しております。それから、(2)、(3)、(4)、(5) として、人件費、給与水準、随意契約の見直し、保有資産の有効活用がありますが、平成 19 年 12 月の整理合理化計画を踏まえて中期計画が改正されておりますので、人件費については人件費の効率的な執行状況、給与水準については国家公務員との給与水準差との観点からの検証、それを踏まえた取組、随意契約については随意契約見直し計画の実施状況及びその内容、保有資産の有効活用については、民間競争入札の実施などが決まっておりますので、その内容及び東京事務所のあり方の検討、そういうことを指標の案としております。これらにつきまして国民生活センターから説明を受けた後、分科会の協議で判定いただく案になっております。

大きな柱の 2 つ目は、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」でございます。中期目標の項目として、「(1) 消費生活情報の収集・分析・提供」の、「P I O-N E T の刷新等」が①で、P I O-N E T の刷新については、P I O-N E T システムを刷新することになっておりますので、中期計画で新たに明記したところですが、平成 20 年度の補正予算で 2,000 万円ほど追加しております。そういうものを踏まえて、P I O-N E T 刷新の検討状況及びその内容、あるいは、システム開発の実施状況等を指標にしてはどうかという案でございます。

下から 2 段目、P I O-N E T の追加配備ですが、P I O-N E T システムを地方に追加配備するということで、平成 20 年度の第 1 次補正で、先ほど御紹介しましたが、3 億円ほど追加しております。ということで、追加配備を行うことに 20 年度はなっておりますので、P I O-N E T の追加配備実施要綱に基づいて追加配備を行います。

それと別の話で、一番下ですが、国民生活センター生活センターにおいて、年度計画では P I O-N E T システムの分類のキーワードの改定をすることになっておりますので、その改定案を取りまとめ、マニュアルの改訂版を策定し、配布するということですので、その配布版及び配布状況が指標になるのではないかとということでございます。

2 ページでは、最初に「早期警戒指標」の整備ということで、これも整理合理化計画をもとに中期計画に入ったもので、これについて、外部有識者を含めて検討を行い、手法を開発するということが年度計画ですので、そういう状況が指標になるのではないかとということでございます。

次は、「事故情報データバンク」です。これも整理合理化計画で入れたものですが、平成

20年度の第1次補正で計上されておりました、整備に向けた取組が20年度になされるであろうということがございます。評価項目として、仕様書の作成、システム開発を開始するとなっておりますので、指標として、「事故情報データベース」の整備状況ということを挙げております。

④「消費者トラブルメール箱」の運用につきましては、寄せられた情報を、今回の中期計画で重要性の高いものについて、解決策や消費者のアドバイスを年間50件以上、ホームページ上で提供するということが、ホームページ上で50件以上ということが中期計画の中に数値目標として掲げられたところですので、右側にありますように、特にホームページ上への情報提供件数を指標にし、評価基準として、50件以上をA、45件以上をB、40件以上をC、40件未満をDという案にしました。

⑤調査研究についても、新たに中期計画に入っておりますので、それを指標として、調査研究及び情報提供の内容としております。

次は(2)で、「国民への情報提供の強化」です。情報提供の強化の方法として、①報道機関等を通じた情報提供、②ホームページ、出版物、テレビ番組等による情報提供を年度計画に定めております。①報道機関等を通じた情報提供については、年間50件以上の情報提供を数値目標として、中期計画にもございますし、年度計画にもございますので、記者公表件数を指標として、Aとして50件以上、Bとして45件以上、Cとして40件以上、Dを40件未満という案にしております。その次は、事業者名を含めた公表に積極的に取り組むということですが、これは公表の内容が指標になるのではないかと考えております。

②ホームページ、出版物、テレビ番組等による情報の提供ですが、ホームページを利用する者の利便性の向上を図ることが年度計画にあります。この状況が指標になるのではないかと考えております。

イとして、出版物については、消費者問題の専門誌として「月刊国民生活」を創刊し、定期発行するということが、この発行状況を、今年度から発行されるものについて評価対象として明記しております。

その次ですが、「月刊国民生活」については、満足度の向上を図るため、アンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得ることになっておりますので、評価基準としては平均4以上をAとして、順次、3以上、2以上、2未満を、B、C、Dとしております。国民生活センターには、実績の記載基準として、母集団、標本数、標本抽出方法、調査方法及び回収率を記入、満足度を記入ということに記載事項の案としております。

ウのテレビ番組につきましては、数値目標として、毎月2回以上定期的に放映することを目標に掲げておりますので、これは毎月2回なので、年間24回以上となるとAであろうということから、あとは順次、20回以上、15回以上、15回未満を、B、C、Dとしております。次が、番組内容をホームページを通じて動画配信するということが、動画配信の実績を指標にしております。

3ページの視聴者モニターですが、これは今までどおりですので省略します。

エの高齢者や障害者等への情報提供です。これは、高齢者や障害者だけではなく、それらを支援する民生委員、介護関係者も対象にメールマガジンを発行するというものです。このメールマガジンの発行実績を指標にしてはどうかとしております。これは、メールマガジンだけではなく、印刷物を作成し、そういうものとして情報提供するというもので、その下に「情報提供の実績」としてしております。

(3)として「苦情相談の充実・強化」です。中期計画の特徴としては、苦情相談については経由相談と直接相談に分けて、詳細な項目を細分化して相談業務の強化を図ることにしておりますので、この年度計画それぞれについて、経由相談であれば専門的な相談の充実・強化の状況を指標とします。それから、全国的に共通性のある苦情相談について、統一的な処理に向けた取組を行うということですので、その状況。直接相談については、これは引き続き行うことになったところですので、直接相談の実施状況を指標とするということでございます。

次に、土日祝日に相談窓口を開設するための体制について検討を行い、所要の整備を置くことを評価項目にしておりますが、これについては若干補足します。これは、消費者行政基本計画を昨年6月27日に閣議決定しておりまして、この消費者行政基本計画は、大宗は消費者庁を設置するためのものですが、先ほど私が参考資料1で御説明しましたように、誰もがアクセスしやすい一元的な相談窓口を消費生活センターに整備するということですが、別途、消費者の生命・身体にかかわる事故の発生など緊急の対応をする事案については、全国ネットワークの代表的な窓口が365日24時間対応する体制を構築するとされているものですから、それに資するものとして、国民生活センターにおいても、土日祝日の相談窓口の開設をするための体制についての検討ということで、これは年度内の話としては検討することが項目として入ってくるのではないかとということで、評価項目の方に追加しております。

次は個人情報の取扱いに関する苦情相談です。個人情報については、従来から取り組んでおりますが、経由相談にも積極的に対応するという年度計画になっております。

(4)は「裁判外紛争解決手続の整備」です。平成21年4月1日に国民生活センター法が改正されたものが施行されてADRが始まりますので、そのように政令で定められております。ですから、21年度になるとADRについて実施段階に入るわけですので、年度内は施行に向けた準備の状況。やや水面下ではありますが、年度内についても評価いただくという案になっております。

(5)は「関連機関との連携」です。今回の中期計画では、関連機関との連携を強化するために、消費生活センターなど細かく書いてありますが、1つ目の消費生活センターについては、P I O-N E Tの安定的運営に資するためのパイオネット運営に係る情報の「消費者行政フォーラム（仮称）」への掲載、緊急情報の「P I O-N E Tつうしん」の掲載などを決めておりますので、この実績が指標になるのではないかと考えております。

一番下段ですが、「消費生活相談緊急情報」は、月に1回提供して発行しております。引

き続き発行します。ですから、月に1回を引き続きなので、毎月発行するとAであろうということで評価基準が、12回以上をAにしております。11回以上12回未満、10回以上、10回未満をDという案にしております。

4ページ目です。「製品関連事故情報」について、これは平成21年度になると毎月で、20年度はその準備です。まず準備状況が一つの指標になろうと。それから、年度内で平成20年度は8回以上発行するということですので、右の評価基準の中で、発行回数8回以上をAとして、適宜、7回以上、6回以上、6回未満で、B、C、Dと分けております。

次に、②国の行政機関です。消費者利益を侵害する違法・不当行為等について、事業者情報を含めて迅速に情報提供、要望を行うということで、その内容が指標になるだろうということでございます。それから、各種情報の分析に基づいて政策提言を行うということも書いてありますので、政策提言の内容が指標になるだろうと考えております。

③独立行政法人は、N I T E（製品評価技術基盤機構）あるいは農水省の消費安全技術センターなどとの連携状況。

④法令照会への対応につきましては、裁判所、警察などの法令に基づく照会に対する適切な対応という意味で、対応状況。

⑤情報公開につきましても対応状況としております。

次に（6）として「研修の充実」です。研修の充実については3項目あります。①は地方公共団体職員・消費生活相談員向けの研修です。先ほどの補正予算の第1次で、地方公共団体向けに、第2次についても地方公共団体向けで予算を追加しております。2次補正では6億円ほど追加しております、そういう意味で、これを一層充実していくということですが、地方公共団体向け・消費生活相談員向けが研修の9割以上です。評価基準は、右側に、90%、80%、70%、70%未満としております。

次が、研修コースごとにアンケートをするというもので、受講者だけではなく、受講者を派遣した地方公共団体に対してもアンケートを実施します。5段階評価で4以上の評価を得るということですので、それを評価基準の方で数値的に確認しております。

その下の2つは、これも1次補正で追加されたものです。中小企業等の消費者相談部門に所属する職員を対象にした研修です。次が、地方の消費生活相談体制の強化を図るために、モデル事業として、相談体制の脆弱な地域に経験豊富な相談員を訪問させ、現地の相談に対して助言・指導を行う。これに対するものとして、訪問箇所、助言・指導の内容といったものが指標になるのではないかとということでございます。

次に5ページで、②消費生活専門相談員資格認定制度です。これについて、資格の審査及び認定を行うことになっておりますので、この具体的な審査内容、審査及び認定の内容が指標になるだろうと思えます。それから、この消費生活専門相談員の資格認定、資格試験につきましては、地方で行うということで、地域の相談員のすそ野を広げていく必要があるということから、全国15か所以上で資格試験を実施すると年度計画で定められております。ということで、指標として、評価基準は、15か所以上の実施をAとして、10か所、

5か所、5か所未満で、B、C、Dとしております。それから、特に地方都市での開催割合ということで、3大都市圏を大都市として、地方都市の開催割合50%以上をAということで厳しめの案にしております。それから、受験者数の状況及び受験者数増加のための取組状況も指標にしております。

次に、消費生活センターで実務についていない資格取得者の資格の更新を行うための講座を平成20年度より実施する計画になっておりますので、これについて相談の実施状況を指標にしております。

次に③ですが、消費者・企業向けの研修への市場化テストの導入です。市場化テストの導入に向けて、研修自体を市場化テストするということですが、官民競争入札等管理委員会の審議スケジュールに沿って審議を振ることになっておりますので、その状況ということでございます。これも整理合理化計画において求められて入ったものです。

(7)は「商品テストの強化」です。商品テストについても、整理合理化計画を受けて幅広く充実しておりますし、予算においても、補正予算において2億7,000万円の追加をしております。ということで、平成20年度は充実した対応が期待される場所ですが、項目としては3項目ありまして、まず、生活実態に即した商品テストの実施です。商品テストを機動的に実施して情報提供します。それだけではなく、政策提言を行うようになっておりますので、それを指標にしております。それから、機器の更新整備を図ることになっております。その状況が指標になるだろうということでございます。

一つ飛んで②商品テストの効率的な実施ですが、そのためには、関係機関との連携の強化が年度計画に入っております。これが指標になるだろうと考えております。外部の試験研究機関への委託ということもありますので、委託実績が指標になるだろうということでございます。

③商品テスト実施機関の情報収集・提供ということも年度計画に入っておりますので、これはホームページを通じた情報提供などがありますので、こういう実績が指標になるだろうと考えております。

次は、消費生活センターで実施した商品テスト情報を情報提供するというもので、これも提供実績を考えております。

(8)として「中核機関としての役割強化」ですが、内閣府が中心となって、センターが行う業務全般に対して、関係省庁、関係機関との役割分担等について十分に協議した結果を踏まえて適切に対応する。こういうものについての対応状況が指標になると。これも整理合理化計画によって求められたものでございます。

大きな柱の3つ目が「予算、収支計画及び資金計画」です。これは、ただいま中期計画について御審議をいただいたところでございます。

書きぶり、指標、評価基準等は例年のとおりにしております。

4.以下につきましても、内容は変わっていますが、中期計画と指標、評価基準の関係は同じですので、今までの実績があるものをそのまま指標と評価基準にしております。

次に資料3-2ですが、総合評価表でございます。総合評価表については、総合的な御評価をいただくということですが、評価項目については、例年、項目別評価の総括というところに項目を挙げておりますが、これは中期計画の項目を反映しているもので、念のため昨年来の変更点を申し上げますと、2番目の大きな柱については、(1)消費生活情報の収集・分析・提供に関する事項の①、②、③はみんな新しくなっております。④は、「運用」が変わっております。⑤も柱となっております。

(2)もほぼ同じですが、国民への情報提供の次に「強化」が入っております。それから、②のホームページ、出版物、テレビ番組、ここの部分に変更・追加になっております。

(3)は苦情相談ですが、これも「充実・強化」という言葉を入れております。あとは同じでございます。

(4)は新しい柱です。

(5)は、関係機関との連携について詳しく書いておりますので、①から⑤まで全部追加でございます。

(6)は研修の充実となっております、①、②、③、全部追加となっております。

2ページ目、(7)商品テストの強化に関する事項として、これも①、②、③とも新たに追加しております。

(8)も全部追加しております。

あとは例年の表現をそのまま採用させていただいております。

資料3-1と3-2については以上でございます。

○山本分科会長 丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。

新中期計画になりまして最初の作業ということで、細かく見るといろいろ変わっているところがありますが、全体的な枠組は維持した上で、新中期計画に即した指標、評価基準を設定するという考え方で原案をつくっていただいております。

何か御質問あるいはお気づきの点がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんか。

消費者トラブルメール箱ですが、これは、従来は収集するだけだったものが、今度からはホームページ上でいろいろなアドバイスなどを提供するというところが新しくなったわけですね。指標を拝見しますと、情報収集については内容、情報提供については件数という形でそれぞれ指標と評価基準が設定されているとお見受けしましたが、やはり提供の内容についても評価の対象、あるいは指標とされた方がよろしいのではないかと思います。その点いかがでしょうか。つまり、上の「情報収集」のところに「・提供」としていただいて、実績についても、「情報収集・提供」としていただいた方がよろしいかと思いました。

ほかに何かございますか。

それから、総合評価表についても同じようにお気づきの点がありましたら御意見をいただきたいと思っております。

特に御意見はありませんか。

今日初めて詳しいものを御覧いただいたということもありますので、できるだけ早い方がありがたいのですが、もし万一お気づきの点がありましたら、後日であっても結構ですので、御指摘いただければ、可能な範囲で反映させたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、今日の段階では、とりあえずこれで了承という形で取り扱わせていただきます。ありがとうございました。

ということで、平成20年度の事業年度業務実績項目別評価表、総合評価表につきましては、先ほど申し上げました御意見が後日ありましたならば適切に反映させるということを残保して、原案のとおり分科会決定とさせていただきたいと思います。

続きまして、議題4に参りまして、「業務方法書の一部変更について」の御審議をいただきたいと思います。これは、平成21年4月1日より施行されます国民生活センター法の改正に伴いまして、業務方法書を変更する必要があるということでございます。この点につきましても、独立行政法人通則法によりまして、独立行政法人は業務方法書を変更するためには主務大臣の認可を受けなければならないと定められております関係上、親委員会の開催に先立ちまして、当分科会で御意見をいただきたいと考えております。

それでは、業務方法書の変更案につきまして、国民生活センターの方から御説明をお願いいたします。

○田口理事 資料4-1、4-2、お手元に席上配付で、国民生活センター法の改正部分が表示されたものが配られているかと思いますが、その3点で御説明させていただきます。

まず、資料4-1でございます。今回の業務方法書の一部変更の背景ですが、昨年5月に国民生活センター法の一部改正法が公布されまして、裁判外の紛争解決手続、いわゆるADRの仕組みが整備され、今年4月1日から施行される予定になっております。それから、昨年11月14日に、総務省から各府省庁に対して、独立行政法人における契約の適正化についてという通知依頼がなされております。これらを踏まえて、今回の業務方法書の変更を行うものでございます。

変更のポイントとして大きく分けて2点あります。一つは、当センターの業務の方法に関して、今回の法改正で、重要消費者紛争については裁判外の紛争解決手続を整備するという関連の規定が導入されておりますので、その関連規定も含めた手続規定を整備するものです。

第2点は、競争入札等の契約に関する基本的事項に、総務省からの通知で要請がありました総合評価方式を規定するというものでございます。この総合評価方式というものは、価格の低いものを機械的に採用するのではなく、価格と、価格以外の要素を総合的に勘案し、最も評価の高いものを落札者と決定する方式、これを明記するよという要請に対応するものでございます。

なお、具体的な変更箇所につきましては、資料４－２に新旧対照表がありますので、こちらで御説明申し上げたいと思います。

資料４－２の１枚目ですが、右側の現行規定に対して左側の改正案で修正箇所にアンダーラインを付しておりますので、その部分について概括的に御説明申し上げます。

まず、第２条「業務運営の基本方針」につきましては、従来の基本方針が総合的見地から国民生活に関する情報提供及び調査研究を行うことを目的にするということでしたが、改正国セン法に即して、新しいADRの業務が目的として入っているということで、「とともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施する」を加えております。

第３条以降の第２章は、各業務ごとに、その業務の実施方法について記載しております。これらの部分について改正国セン法に即して修正を加えております。まず、第３条は「国民に対する国民生活の改善に関する情報提供」です。ここの（１）が、PIO-NETの情報その他センターが収集した情報を整理・下降するというのが現行の規定ですが、これについては従来どおりで、更に、「前号により得た情報について、国民生活の安定向上を図るために必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対して意見を付して当該結果を通知する。」という規定を設けております。

これは、もう一つ席上配付させていただいております国セン法の改正規定の４２条の第１項では、地方公共団体等に対して情報の提供を依頼することができるという規定に続いて、情報の提供面で、第２項で、センターは、提供を受けた情報を整理し、分析し、必要と認める場合には、その結果を公表し、または関係行政機関に対し意見を付して当該結果を通知するという規定が新たに設けられておりますので、それを反映したものでございます。

以下、３号、４号、５号は、現行規定を移しております。

それから、第６号として（６）を加えております。これはADRの規定に伴う部分ですが、上にありました４０条の規定により、「和解の仲介の申請をした消費者が当該和解仲介手続の目的となった請求について訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行の用に供する資料を提供することができる。」という規定を設けております。これは、ADRの手続で解決ができなかった場合の規定として、改正法第４０条によって、ADRによっては解決できなかったのですが、消費者がそれを訴訟に持ち込むというときには、国民生活センターは、その件について持っている資料を消費者のために提供することができるということが４０条で規定されております。この規定を情報提供の中に盛り込んでいるものでございます。

以上が国民に対する情報提供です。

第４条は、「国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対する必要な情報提供等」という規定です。これは、従来の苦情相談処理についての規定を中心とするものですが、今回、ADRの規定を設けることに伴って、改正法の４１条、５ページの４１条の規定が新たに整備されております。紛争解決手続ということでADRの規定を設けることに伴って、いわばその前段階的な業務である苦情相談の処理において、助言等の情報提供、必要があればあっせんを行うということが、従来の法規定においては明記されていませんでしたが、

今回の改正法においては、41条の第1号及び第2号において、あっせんまでも含めて業務が明記されたところですが、この41条の1号、2号を踏まえて、第4条の第1号において、アンダーラインの部分ですが、「消費者から苦情の申出があった場合には、当該苦情の解決に必要な情報を提供するとともに、当該苦情の処理のためのあっせんを行う。」ということ

を明記しております。

(2)は、従来、消費者苦情処理専門委員会ということで業務を行ってきたわけですが、これについては新しい中期計画においては、この規定を削除しておりますので、それに伴って整理させていただいております。

第5条は、「行政庁、団体等の依頼に応じた国民生活に関する情報提供」です。中央省庁や公益法人等の団体から、P I O - N E Tの情報等の依頼があったときに、個別にその依頼に対応する業務です。これについては、第5条の1号から3号において、現行規定では、消費生活センター等に対して情報を提供するという規定の書きぶりでしたが、改正国民生活センター法においては、提供する対象について、消費生活センターという地方公共団体の一部局を書くのではなくて、消セン等を含めて地方公共団体という形で広くとらえて記述しております。それに対応して、業務方法書においても、改正法の条文に即して「地方公共団体等」ということで広い形で修正しております。1号から3号は同様でございます。

3ページの第7条は「国民生活に関する情報の収集等」です。これも現行規定は消費生活センターというワーディングで規定されていたものを、改正法の条文の規定に即して「地方公共団体等から」ということで1号、2号は「地方公共団体等及び協力病院から」というような形で整理しております。なお、4号につきましては、消費者団体、生活関係N P O等との交流ということでしたが、「生活関係N P O」を削除しております。これは、新しい中期計画において、消費者団体以外のN P Oとの業務交流について、既存業務の見直しの中で、新しい中期計画の中からはそれを削除しておりますので、それに対応したものでございます。

第8条は、「重要消費者紛争の解決を図るための手続の実施等」ということで、ADRの本体業務でございます。これにつきましては、新しい改正法の規定の趣旨を主要業務として1号から4号まで書き加えております。これはADRそのものでございます。

4ページは、条文の条ずれを直したものです。

5ページの第13条第6項、これは冒頭の趣旨のところ、今回のADRの規定導入に加えて、もう一つの主要な柱として、総合評価方式を明記することを述べておりますが、これを業務方法書の中に明記するというので、6項で、「契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件がセンターにとっても最も有利なものをもって申込みをしたものを契約の相手方とすることができる。」ということ明記しております。

以下、条文の条ずれを整理したものと、最後に附則がありますが、この新しい業務方法書は、来年度である今年4月1日から施行する形にしております。

以上でございます。

○山本分科会長 詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら御発言をお願いしたいと思います。

特にございませんか。

これは質問ですが、業務方法書の資料4-2では、第2条で、これはもちろん法律の規定がそうなっているのですが、「重要消費者紛争について法による解決のための手続」と記載されています。この「法」というのは、法律という意味ですか。

○田口理事 はい。ここは、第3条で、国セン法で「センター法」と。

○山本分科会長 ADRのメリットということが世の中で言われていることの中に、迅速、廉価、公正とか中立などいろいろありますが、その中で、法によらない柔軟な解決ということも言われることがあります。だけど、今回の法律は、やはり法による解決ということで作られているということですね。

○田口理事 はい。

○山本分科会長 そういう意味だと。もしかしたら、「法」というものが何か、本規定において、法というのは国民生活センター改正法を言うとか、そういうふうになっている場合もあるので、そこはどちらなのかなと思って質問しました。

では、「法による解決」ということは、今回の制度の中では明記されていて、それに従ってここもそのように改められているということですね。わかりました。

御質問をどうぞ。

○伊集院分科会長代理 3ページの第7条「国民生活に関する情報の収集」のところの4番目ですが、これでいいだろうと思いますが、こだわるとちょっとこだわるかなという気もします。つまり、現行が「消費者団体、生活関連NPO等との交流を行う。」と書いてあるものを、「生活関連NPO」を削って「消費者団体等との交流」にすると、それも含まれると言えばそうですが、消費者団体にもいろいろ強弱、大小がありますし、そういう意味合いの中で、現行はこういうことをわざわざ書いてあったということとはとてもいいことだろうと思ったのですが、それを一緒にたにまとめたということはどういうことなのかなと感じました。

○田口理事 新しい中期計画の中では、ADRの業務や情報提供を積極的に行うとか、地方支援の業務など、新しい業務が数多く盛り込まれています。一方、人員体制等については、やはり制約があるということで、既存業務については極力効率化なり見直しをしなければ対応しきれないという状況の中で、第1期の中期計画においては、くらしの情報交流プラザという、消費者問題のグループ以外に、例えば環境など、より幅広いグループとも交流を深めていくということで、特定した事業として情報交流プラザというものを盛り込んで、それが明記されていたのですが、あらゆる業務を従来どおりに続けていくことは、組織や人員の面でなかなか難しい状況になったということで、今回の新中期計画に

においては、その業務が廃止されております。ということで、それに伴ってここで、特に特記することは差し控えることにしました。

ただ、そういうことを一切しなくするという趣旨ではなくて、そういう団体とも幅広く可能な範囲で交流を深めていくことは大事な業務ですので、それについては「消費者団体等」ということで、そういう団体なども含めて、従来、可能な範囲で進めていくということを考えております。ただ、特記するというと、その部分が具体的業務としてどういう形になるかということが、新中期計画の中では対応しにくいということで、このように対応させていただきました。

○伊集院分科会長代理 わかりました。そこは、「消費者団体等」の中にこういうNPOも入っているのかという表現だけの問題、文字づらの問題かと思ったのですが、そうではなくて、今のお話ですと、業務の上での割愛といいましようか、そういうことも含めた上での表現であるということになるわけですね。

○田口理事 はい。ただ、考え方として、そういうものを一切排除するというのではなくて、「等」ということで、これからも可能な限りではさせていただきたいと考えております。ただ、中期計画に盛り込んでその実績を示すという形では、なかなか実施し難いという現実の問題がありますので、それを最小限反映させていただいたという趣旨でございます。

○山本分科会長 新中期計画がそうなっているということですので、それを反映させたということだろうと思います。むしろ、新中期計画の方でいろいろな御意見があったのかもしれないませんが、今回は、表現を合わせたということだと思います。

今のお話とは違う観点かもしれませんが、こういう報告書や消費者政策の報告書などで、消費者団体とそれ以外のNPOと書くと、例えば消費者団体の方の中には、同列なのかと。自分たちの方が消費者問題については昔から実績があるから同列にしないでくれとか言う人もいますけど、そんなことはないですよ。たまたま今回はそういう新中期計画の表現があったのでそのようは表現になっているということで、NPOも当然、入っているということだと思いますので。

ほかにございますか。

○大河内委員 質問ではないのですが、「重要消費者紛争」の「重要」の中身が想像できないと言えいいのでしょうか、よくわかりません。

○田口理事 新しい国民生活センター法においては、重要消費者紛争の定義が書いてあります。机上配付させていただいた資料の「定義」1条の2の第2項ですが、「『重要消費者紛争』とは、消費者紛争のうち、消費者に生じ、もしくは生ずるおそれがある被害の状況又は事案の性質に照らし、国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるものをいう。」という定義がされております。端的に言えば、生活の安定・向上のために全国的にその解決が重要なものということで、具体的には、内閣府令で定める形になっております。

内閣府令では3つの類型を掲げておりまして、一つは、同種多数のものがあること。第2類型として、同種多数とは言えないけれども、生命・身体・財産に対して深刻な影響、重大な影響があるもの。非常に重いものということですね。第3類型として、専門度が非常に高かったりして、事案の性質が非常に複雑であるもの。こういう3つの類型を掲げております。こういう多数性あるいは重大性、専門性、複雑性、そういったものを国民生活センターのADRでは取り上げる。そういうものを取り上げる趣旨というのは、それが全国にとって共通性、公益性が高く、都道府県に対してもその解決が指針となるようなものという趣旨で、こういう形をとっております。

○山本分科会長 よろしいでしょうか。

○大河内委員 はい。

○山本分科会長 先着順に受け付けるというやり方もあると思いますが、本当に困っている人がいるのに、もちろんみんな困っているのですが、先着順で順番がついてしまって、全国的にはこっちの方が大事だということを裁量で選択できないのは適切でないという判断があり、一定の評価をして、国民生活センターの限られたリソースをそうした事案に注力する趣旨で設けられているのかなと思います。

今回お決めいただいた評価の基準等は、準備段階の作業を今年の夏の分科会で評価する際に使用するのですが、次年度以降は評価基準をどうするかということは、総務省の独立行政法人の評価の枠組との関係もありますけれども、次年度以降、また私どもが携わることになれば、そうした評価についても実際にどのように進めていったらいいのかということについて、御意見をいただくことになるとと思います。その際に、重要消費者紛争の認定なり運用が制度の趣旨に即したものになっているかどうかということなどについて、御意見をいただく機会もあるかもしれませんので、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

この点につきまして、ほかに御意見、御質問がございますか。

それでは、特段ありませんようでしたら、ただいま御審議いただきました業務方法書の一部変更案につきましては、原案のとおり、分科会設定とさせていただきますと思ひますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○山本分科会長 どうもありがとうございます。それでは、この点につきまして、先ほどの中期計画の一部変更とともに、3月5日の本委員会において私から御報告させていただきます。

最後になりますが、今後の分科会の予定について事務局から御説明をお願いします。

○川口総務課長 全体の日程につきましては、参考資料6を御覧いただきたいと思ひます。分科会の予定ですが、内閣府全体としてこのようなことでお願ひしたいということで、ほかの分科会も含めてスケジュールが表にまとめられております。例年どおり、本日お決めいただいた評価表に基づきまして、7月に、平成20年度業務実績のヒアリングを実施して

いただきます。それを踏まえて、8月に評価を決定いただきます。具体的な日程については、それぞれ7月中旬、8月中旬ころをめどに日程調整をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○山本分科会長 それでは、そのような形で今後のスケジュールが設定されておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で、本日予定されておりました議題はすべて終了いたしました。熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。